

広島県告示第九百二十号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十七日から施行する。

平成二十三年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表西部工業技術センターの項中

99 高速高精度カメラシステム	〃	四〇〇円	を
99 高速高精度カメラシステム	〃	四〇〇円	に改め、第二号の表西
100 サーベイメータ	〃	九〇〇円	
部工業技術センターの項中			
9 測定			1 他の種別に掲げる測定以外の測定
9 放射線量測定（サーベイメータによるもの）	一試料	三、七〇〇円	1 他の種別に掲げる測定以外の測定
10 測定			に

改める。